

## 台湾の国連再加盟問題と中国外交

山 岸 健太郎

はじめに.

1. 途上国の一員としての中国
2. 国連人権委員会における中国の人権状況問題
3. 中国の人権状況問題に対する台湾支持国の投票行動  
小結.
4. 国連における中国の立ち位置と冷戦終結後の中国外交

はじめに.

2010年10月初頭、東西ドイツが再統一された1990年10月3日から二〇周年を祝う記念式典がドイツ国内各地でおこなわれた。また、同年5月には、イエメン人民民主共和国とイエメン・アラブ共和国が統一されてイエメン共和国が誕生してから二〇周年を迎えている。ドイツは1949年に分断され、イエメンは1967年に分断された。それぞれの分断状態が長期間継続した背景には冷戦状況の存在があるが、冷戦の終結をもって分断状態は解消されることになった。しかし、東アジア地域には、冷戦終結後20年が経過した現在も分断状態が継続しているケースが2つ存在する。1948年から分断状態にある大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、そして1949年から現在まで分断状態が継続している中華人民共和国と中華民国（台湾）のケースである。朝鮮半島、そして中国と台湾において分断状況が継続していることは、東アジア地域では冷戦状況が根本的な解決をみていないことを意味している。ただし、ここに挙げた分断国家の事例すべてを同列に扱うことには注意を要する。

第2次大戦後の国際平和秩序の構築を目的として設立され、1945年10月に正式に発足した国際連合（以下、国連）は、193カ国が加盟<sup>1</sup>する普遍

---

<sup>1</sup> 2011年10月30日時点の加盟国数。

性の高い国際組織となっている。分断状態にある国家同士は、それぞれの政府が自らの正統性を主張し、対立する政府を国家と認めないのが常であるが、1967年12月14日にイエメン人民民主共和国が国連に加盟したことで、イエメン王国（1947年9月30日に国連加盟）の地位を継承していたイエメン・アラブ共和国と共に、南北両イエメンの代表が国連に存在することになった。また、東西ドイツの場合は1973年9月18日に、南北朝鮮は1991年9月17日にそれぞれ同時加盟を果たしている。

南北両ベトナムは、東西ドイツ、南北イエメン、そして南北朝鮮の場合とは異なり、分断状態の継続中には国連に加盟しなかった。1955年10月26日にゴ・ディン・ジエムを初代大統領とするベトナム共和国（南ベトナム）が成立し、ベトナム民主共和国（北ベトナム）との分断状態が約20年間続いたが、北ベトナムが南ベトナムを吸収することによって統一され、76年7月2日にベトナム社会主義共和国が樹立された後の77年9月20日に国連加盟を果たしている。

国連において、東西ドイツ、南北イエメン、南北朝鮮、そして南北ベトナムともまったく異なる道を歩んだのが、中華人民共和国と中華民国である。本稿は、最初に中国と台湾の分断状況と他の分断状況の違いを生み出す原因・力学について述べ、それが中国外交にどのような影響を与えてきたのかを論ずるものである。

なお、本稿では、特に必要のない限り、中華人民共和国を「中国」、中華民国を「台湾」と呼称する。これは煩雑さを避けることが目的であり、何ら政治的意図はない。

## 1. 途上国の一員としての中国

国連は、すべての加盟国が参加する総会（General Assembly）と、「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」（国連憲章第24条1項）を負う安全保障理事会（Security Council、以下、安保理）の2つを最重要機関として設立された。そして安保理は、5つの常任理事国、つまり「中華民国、フランス、ソヴィエト社会主义共和国連邦、グレート・ブリ

テン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国」（同憲章第23条1項）にいわゆる「拒否権」を与え、これら5カ国が「世界の警察官」として振る舞うことを通じての国際平和を維持することをその理念の中心に据えている。

このように安保理は、平和と安全の維持をその主たる任務としているが、他にも多くの事案に関わることが求められる。その一つが、新規加盟国の承認である。国連憲章の第4条第2項に掲げられるように、新規加盟が承認されるためには「安全保障理事会の勧告」が要件となる。このことは、新規加盟国の承認に際して常任理事国による拒否権行使が可能であることを意味している。実際に常任理事国が新規加盟問題に対して拒否権を行使した例もこれまで存在する<sup>2</sup>。つまり、南北イエメン、東西ドイツ、そして南北朝鮮が、対立する政府の正統性を認めておらずともそれぞれが国連に加盟を果たすことができたのに対して、中華民国が国連発足時の原加盟国であるのと同時に、新規加盟申請に対して拒否権を行使し得る安保理常任理事国の座を占めていることが、他の分断国家のケースとは根本的に異なる性格を、中華人民共和国と中華民国による分断状態に帯びさせたのである。

1949年10月1日に建国を宣言した中華人民共和国が、第2次大戦後の国際社会に重大な影響を及ぼす国連という国際機構への参加を切望したとしても、国連憲章によって強大な権限を担保された安保理常任理事国の一員である中華民国がその中心に位置するスキームにおいては、それはかなうこととはなかった。しかし、このようないわゆる中国代表権問題は、1971年に一応の決着をみることになる。これには、大戦後に独立した発展途上国が1960年代に入って以降相次いで国連に加盟したことが大きく関係している。国連加盟国は1959年までは82カ国であったが、1960年の総会では新たに17カ国が加盟した。実にそのうちの16カ国がアフリカ地域の国々だった<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> 例えば、中華民国は、1955年のモンゴルの加盟申請に対して拒否権を行使した。また、中華人民共和国は、1972年のバングラデシュの加盟申請に対して拒否権を行使している。

<sup>3</sup> 1960年に加盟したアフリカの16カ国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、ガボン、マダガスカル、マリ、ナイジェリア、ニジェール、セネガル、ソマリア、トーゴ。この年、他にキプロスが加盟した。

その後、アフリカ諸国をはじめとする発展途上国グループが国連の中で多数派を形成するようになり、冷戦状況の反映である東西両陣営とは別の対立軸を形成することになる。

そして1971年10月25日、国連総会は、「中華人民共和国にそのすべての権利を回復させ、同国政府の代表を国連における唯一の合法的代表であると認め、蒋介石政権の代表を彼らが国連とその関連機関において不法に占めている地位から追放する」という内容の第2758号決議を採択する<sup>4</sup>。つまり、中国の国連への「参加」は、通常の新規加盟手続きで必須の条件となる「安保理の勧告」を避けることで達成され、この総会決議によって中華人民共和国が中国議席を得ることになった。

米国や日本等による反対<sup>5</sup>があったにも関わらず、総会第2758号決議は採択された。その原動力になったのは、当時、特に国連総会において発言力を増していた発展途上国だった。そして中国は国連に登場して以降、自らを途上国の一員と規定する発言を繰り返しおこなうことになる。「中国は、発展途上国としての自らの経験から、アジア、アフリカとラテンアメリカの国々が、国家独立の死守、資源の防衛、国家経済の発展を熱望していることに対し、心から共感する<sup>6</sup>」、「私は、第三世界諸国の経済と開発の問題に触れねばならない。現在、多くの第三世界諸国が、ますます悪化する経済的な困難に直面している。国名を明言はしないが多くの先進国が自らの経済的困難を第三世界諸国に転嫁し、経済援助を削減してきている。こうして『北』と『南』の経済関係は捻じ曲げられている。…（中略）…中国は第三世界の一員として、他の第三世界の国々と人々との友好的な協力関係をさらに発展させることで、自らの役割を果たし続けていく<sup>7</sup>」。

<sup>4</sup> A/RES/2758, "2758 XXVI. Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations". なお、以下文書番号のみを記したものは国連文書であることを示す。

<sup>5</sup> 米国や日本等は、中華人民共和国に安保理常任理事国等の地位を与える一方で、中華民国の国連加盟国としての地位を保障するという内容の決議案（A/L.632 and Add.1 and 2）を支持していた。

<sup>6</sup> A/2051, para.157. 1972年10月3日、国連総会における喬冠華外交部長の一般演説における発言。

<sup>7</sup> A/46/PV.8. 1982年10月4日、国連総会における錢其琛外交部長の一般演説における発言。

2010年4～6月期の日本の国内総生産（GDP）の一次速報値で、米ドル換算された日本の名目GDPが、中国を下回ったことが発表された<sup>8</sup>。中国の経済成長が今後も順調に推移するならば、米国に次ぐ世界第2位の経済規模を維持し続けると目されている。その一方で、中国は、温家宝首相が2010年9月の国連総会の一般演説<sup>9</sup>で述べたように、その一人当たりGDPは先進国に比べて依然として低い水準にとどまるという発展途上国としての側面を有している<sup>10</sup>。同時に中国は、国連における安保理常任理事国としての地位にあることや核拡散防止条約（NPT）で核兵器の保持が認められた核兵器国であるなど、大国としての側面も有している。中国が、国連をはじめとする国際社会に向けて自らの途上国性を再三強調したとしても、明らかに他の発展途上国とは一線を画した特異な地位にあると言えるのである<sup>11</sup>。

日本政府が、国際社会に対して「核軍縮・不拡散」を「積極的に提案」すると日本国民に対して繰り返し表明してきた<sup>12</sup>ことは、自らの外交政策に国際的核軍縮運動の推進を据えたことを意味している。同様に、国連という国際機構において安保理常任理事国という特別な地位にあり、国際社会に対する責任が他の加盟国に比べて非常に大きい中国が、国連において途上国との関係重視を繰り返し表明してきたことは、中国自身が他の加盟国に対して言質を与えたことを意味する。

さらに、中国は公式には認めていないものの、台湾島とその周辺の島嶼群を実効支配する別個の政府が存在し、総会第2758号決議が採択された1971年以降もこの地域が国際的に孤立するという分断状況を抱えている。

<sup>8</sup> 2010年8月16日、日本国内閣府が発表。

<sup>9</sup> A/65/PV.11. 2010年9月23日、国連総会における温家宝首相の一般演説。

<sup>10</sup> 世界銀行の発表では、2010年の中国の一人当たりGDP値（為替レート）は4,393米ドルであり、米国（47,184ドル）の10.7分の1、日本（43,137ドル）の9.8分の1という水準であった。

<sup>11</sup> 例えばインドが、その目覚ましい経済成長（2010年のGDPは世界10位。世界銀行）と核兵器を保有していることから、中国と同等の国際的地位を保持しているという見方も存在する。しかし、インドはNPTに未署名であり、その核保有は国際的批判の対象でもある。安保理常任理事国でもないことから、中国と同等の地位にあるとは言い難い。

<sup>12</sup> 例えれば、2011年8月6日、菅直人総理の「広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式あいさつ」における発言。日本の歴代首相は、広島、長崎において同様の発言をおこなってきた。

総会第2758号決議で名指しされた蒋介石、その長男である蔣經国を継いで、1988年1月13日、台湾島出身者である李登輝が民主的な手続きを経て総統に選出された。そして李登輝は、いわゆる台湾の国連再加盟運動を展開することになる。ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマという台湾と国交をもっていた中米7カ国は、93年8月6日付の国連事務総長に宛てた書簡において、「普遍性の原則及び国連における分断国家の二重代表の確立されたモデルに基づく、国際的文脈における台湾の中華民国の異常な状況の検討<sup>13</sup>」と題する議題を総会の議題に組み入れることを提案する<sup>14</sup>。さらに、中米・カリブ海に位置するドミニカ共和国、グレナダ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ドミニカ、そして南太平洋のソロモン諸島等6カ国が提案国に加わった<sup>15</sup>。この議題の内容については、河辺一郎が詳細に検討している<sup>16</sup>が、かつて台湾を国際社会から追放した総会に対して、台湾の国際的な孤立状況を問い合わせ直すことが求められたのである。

本稿では、1993年から2008年まで国連総会に上程された、いわゆる「中華民国の国連再加盟」案が国際社会にどのような影響を与えたのか、そして、国連における中国の外交政策にどのような影響を与えるものであるかを検討するものである。

---

<sup>13</sup> 河辺一郎「『第三世界』としての『中国』—いわゆる台湾の国連再加盟問題をめぐって」（愛知大学現代中国学会編『中国21』、vol.7、1999.11）、92頁。

<sup>14</sup> A/48/191.

<sup>15</sup> A/48/191/Add.1-3.

<sup>16</sup> 河辺一郎、前掲論文、92-93頁。

<sup>17</sup> A/48/191 & Add.1-3, A/49/144 & Add.1-3, A/50/145 & Add.1, A/51/142, A/52/143 & Add.1-2, A/53/145 & Add.1-3, A/54/194 & Add.1, A/55/227 & Add.1-2, A/56/193 & Add.1 & 3-4, A/57/191 & Add.1, A/58/197 & Add.1, A/59/194, A/60/192 & Add.1, A/61/194 & Add.1.

〔表1〕中華民国の国連再加盟案の提案国<sup>17</sup>

|        | 国名              | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 |
|--------|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| アフリカ   | ブルキナファソ         | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | 中央アフリカ          | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|        | チャド             |      |      | ○    | ○    |      | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |
|        | ガンビア            |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | ギニアビサウ          | ○    | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|        | リベリア            |      |      |      | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|        | マラウイ            |      | ○    |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | ニジェール           | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|        | サントメ・プリンシペ      |      |      |      | ○    |      |      |      |      | ○    | ○    |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | セネガル            |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |
| 太平洋    | スワジ蘭ド           | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | キリバス            |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | ○    | ○    |      |      |
|        | マーシャル諸島         |      |      |      |      |      | ○    | ○    |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | ナウル             |      |      |      |      |      |      | ○    |      |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | パラオ             |      |      |      |      |      |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | ソロモン諸島          | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 中米・カリブ | ツバル             |      |      |      |      |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | ベリーズ            | ○    |      |      |      |      |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | コスタリカ           | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|        | ドミニカ            | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |
|        | ドミニカ共和国         | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      | ○    |      |      | ○    |      |      |      |
|        | エルサルバドル         | ○    |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | グレナダ            | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |
|        | グアテマラ           | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|        | ホンジュラス          | ○    |      | ○    | ○    | ○    |      | ○    | ○    | ○    |      |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | ニカラグア           | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | パナマ             | ○    |      | ○    |      |      | ○    |      |      | ○    |      |      |      |      |      |      |      |
|        | セントクリストファー・ネイビス | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
|        | セントルシア          | ○    | ○    | ○    | ○    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | ○    |
| 南米     | セントビンセント・グレナ丁   | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |

※○：一次提案国、○二次提案国、△：提案国に名を連ねたもの後に取り下げ

## 2. 国連人権委員会における対中国案に対する台湾支持国の投票行動

1989年6月以降、中国の人権状況が国際的に注目されることになった。同年6月3日から4日未明にかけての、中国政府の指示を受けた人民解放軍による民主化運動弾圧の動きは、マスメディアを通じて世界中に配信され国際社会に大きな衝撃を与える。この六四天安門事件（以下、六四事件）以降も、民主化要求運動を率いた結果投獄された学生リーダーたちの動向は、特に西側先進国の中では関心の的であり続けることになった。

国連においても、中国の人権状況が議論されるようになるが、その舞台となったのは主に経済社会理事会の機能委員会のひとつである人権委員会（以下、人権委）であった。国連という普遍性の高い国際機関において中国の人権状況が論じられ、その改善を求める内容の総会決議を採択しようとする動きが存在するということは、国連で安保理常任理事国という特権的地位にあり、かつ、この国際機関を外交政策の中で重視する中国にとっては非常に大きな問題となる。

人権委が開催されるのは例年3月から4月にかけてであるため、六四事件が発生した翌1990年から、中国に人権状況の改善を求める決議案（以下、対中国案）が西側先進国によって人権委に持ち込まれることになった。

ところで、中国の人権状況が、六四事件以前の1970～80年代にかけては国連の中で議論の対象にならなかったことに対する疑問が存在する<sup>18</sup>。冷戦期の国連人権委における議論は、東西陣営による冷戦状況を反映しており、限られた討議時間の多くが東西陣営間の非難合戦に使われていた。その結果、当時は当時の人権委ではプライオリティが比較的低いとみなされていた中国をはじめとする発展途上国の人権状況はあまり問われることはなかった。しかし、冷戦終結を機に人権委における議論の対象は一変し、人権委における議論から東西対立が退潮した結果、途上国の人権状況が主

<sup>18</sup> 宇田川光弘は、「天安門事件以前、特に人権外交が重要な外交政策の柱とされたカーター政権によってさえも中国の人権がほとんど問われることがなかったという事実は奇妙」とし、「一九七〇年代初頭の米中接近から一九八〇年代にかけて長らく国際問題にならなかつた中国における人権が、なぜ一九九〇年代には米中関係恒常的な影をなげかける存在になったのか」と問題提起した。宇田川「国際政治と中国の人権」（『季刊国際政治』1996.5）、84頁。

要テーマとしてクローズアップされることになる。それと軌を一にして発生したように見える六四事件は、冷戦終結後の国連における人権論議が変容する契機ともみなすことができるのである。

米国を中心とする西側先進国が主導した対中国案は、人権委を通過した後、経済社会理事会を経て、最終的には国連総会決議として採択することを目指したものだった。初めて人権委に持ち込まれた1990年から2005年まで、16会期中11回持ち込まれた決議であったが、すべてが人権委段階で否決されている（表2、表3）。

〔表2〕人権委に持ち込まれた対中国案の提案国

| 決議案番号 |                        | 提案国  |
|-------|------------------------|--|
| 1990年 | E/CN.4/1990 *1         | オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ連邦、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、米国   |
| 1991年 | 決議案提出されず               |  |
| 1992年 | E/CN.4/1992/L.49/Rev.1 | オーストラリア、オーストリア、カナダ、コスタリカ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、英国、米国<br>ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス        |
| 1993年 | E/CN.4/1993/L.104      | オーストラリア、カナダ、コスタリカ、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、オランダ、ポルトガル、英国、米国<br>ベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス            |
| 1994年 | E/CN.4/1994/L.83       | フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国、米国<br>ベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス   |
| 1995年 | E/CN.4/1995/L.86       | オーストリア、カナダ、ドミニカ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、英国、米国<br>ベルギー、コスタリカ、チェコ、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス |
| 1996年 | E/CN.4/1996/L.90       | オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国、米国<br>ベルギー、チェコ、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス     |
| 1997年 | E/CN.4/1997/L.91       | オーストリア、デンマーク、アイルランド、オランダ、英国、米国<br>ベルギー、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス  |
| 1998年 | 決議案提出されず               |  |
| 1999年 | E/CN.4/1999/L.22       | 米国   |
| 2000年 | E/CN.4/2000/L.30       | 米国   |
| 2001年 | E/CN.4/2001/L.13       | 米国   |
| 2002年 | 決議案提出されず               |  |
| 2003年 | 決議案提出されず               |  |
| 2004年 | E/CN.4/2004/L.37       | 米国   |
| 2005年 | 決議案提出されず               |  |

※記載の議題案から作成。各年度の上段は一次提案国、下段は二次以降の提案国を示す

〔表3〕人権委における対中国案と不採択動議の票別推移

| 年度       | 合計 | 賛成 | 反対 | 票差 | 棄権       | 欠席 |
|----------|----|----|----|----|----------|----|
| 1990年    | 43 | 17 | 15 | 2  | 11       | 0  |
| 1991年    |    | 43 |    |    | 決議案提出されず |    |
| 1992年    | 53 | 27 | 15 | 12 | 10       | 1  |
| 1993年    | 53 | 22 | 17 | 5  | 12       | 2  |
| 1994年    | 53 | 20 | 16 | 4  | 17       | 0  |
| 1995年 *1 | 53 | 22 | 22 | 0  | 9        | 0  |
| 1995年 *2 | 53 | 20 | 21 | -1 | 12       | 0  |
| 1996年    | 53 | 27 | 20 | 7  | 6        | 0  |
| 1997年    | 53 | 27 | 17 | 10 | 9        | 0  |
| 1998年    |    | 53 |    |    | 決議案提出されず |    |
| 1999年    | 53 | 22 | 17 | 5  | 14       | 0  |
| 2000年    | 53 | 22 | 18 | 4  | 12       | 1  |
| 2001年    | 53 | 23 | 17 | 6  | 12       | 1  |
| 2002年    |    | 53 |    |    | 決議案提出されず |    |
| 2003年    |    | 53 |    |    | 決議案提出されず |    |
| 2004年    | 53 | 28 | 16 | 12 | 9        | 0  |
| 2005年    |    | 53 |    |    | 決議案提出されず |    |

\*1：「中国人権状況決議案」不採択動議に対する投票行動。

\*2：「中国人権状況決議案」に対する投票行動。

1992年、人権委の委員国数は、それまでの43カ国から53カ国に拡大された。そして、92年の委員国のうち発展途上国は36カ国に上る<sup>19</sup>。そもそも1960年代以降、国連加盟国の過半数を発展途上国が占めており、人権委の他の年度の委員国も92年と同様に途上国が過半数を超える構成となっていた。

<sup>19</sup> E/CN.4/1990/SR.52/Add.1, E/CN.4/1992/SR.54/Add.1, E/CN.4/1993/SR.66, E/CN.4/1994/SR.65, E/CN.4/1995/SR.59/Add.1, E/CN.4/1995/SR.60, E/CN.4/1996/SR.59, E/CN.4/1997/SR.65, E/CN.4/1999/SR.51, E/CN.4/2000/SR.55, E/CN.4/2001/SR.62, E/CN.4/2004/SR.50より作成。

<sup>20</sup> 本稿では、経済協力開発機構（OECD）委員会のひとつである開発援助委員会（Development Assistance Committee, DAC）が作成した援助を受け取る国、地域のリスト（DAC List of ODA Recipients, 2009-2010）に掲載された国を発展途上国とする。1992年の人権委委員国の中で、DACリストに掲載されたのは、アルゼンチン、アンゴラ、パラバドス、バングラデシュ、ブラジル、ブルンジ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガボン、ガンビア、ガーナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、モーリタニア、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、セネガル、ソマリア、スリランカ、シリア、チュニジア、ウルグアイ、ベネズエラ、ザンビアの36カ国である。

冷戦終結後の国連人権委では、先進国が途上国の人権状況が問う流れが生まれることになったが、国連における人権論議において基準とされるのは、世界人権宣言第21条から27条に相当し、国際人権A規約で保障される社会権と、世界人権宣言第1条から20条に相当し、国際人権B規約で保障される自由権／基本的人権のみではない。他にも、いわゆる「第三世代の人権」が、途上国を中心に唱えられている。

人権委の委員長も務めたセネガル出身のK. ムバイエ (K. M' Baye) とユネスコ（国連教育科学文化機関）の人権・平和部部長であったチェコスロバキア出身のK. ヴァサク (K. Vasak) によって、1971年に初めて提唱されたといわれる第三世代の人権は、「第二次大戦後顕著になった非植民地化過程の中で、具体的にいうならば、植民地から独立して発展途上国が多数参加した『国際社会の構造変化』を反映したものとして、新しく主張されはじめた一群の人権」を前提として、特にヴァサクによって提唱された<sup>21</sup>。ヴァサクは、「第三世代の人権」に位置づけられる権利として、「発展への権利 ('droit au développement')」、「平和への権利 ('droit à la paix')」、「環境への権利 ('droit à l'environnement')」、「人類の共同財産に関する所有権 ('droit de propriété sur le patrimoine commun de l'humanité')」、そして「人道的援助への権利 ('droit à l'assistance humanitaire')」の5つを挙げた<sup>22</sup>。

アジアやアフリカ等の発展途上国では、集団の幸福が個人の権利よりも優先され、また、自由権ではなく社会権に重点が置かれる傾向がある。そして、発展の権利が個人のみならず民族や国家にまで広げられなくてはならないとするのが、多くの途上国が採用する立場である。途上国の多くでは、発展の権利は個人の権利としての面と集合的の権利としての面をもっており、発展の過程においては個人が第一であるがその過程における国家の中心的役割もまた重要である、と認識されている場合が多い<sup>23</sup>。

<sup>21</sup> 岡田信弘「第三世代の人権論—その提起するもの」、159頁（高見勝利編『人権論の新展開』（北海道大学図書刊行会、1999.4）。

<sup>22</sup> 岡田、前傾論文、162頁。

<sup>23</sup> 初川満『国際人権法の展開』（信山社、2005.2）、245頁。

そして、多くの発展途上国は先進国からの批判に対して、欧米先進国の多くが植民地支配した経験を有していることに触れつつ、「人権問題で批判する資格はない」、また、「『普遍的人権』を口実にした内政干渉である」というロジックを用いて反論することが多い。

国連人権委における対中国案に関する議論においても、同様の傾向が見られた。对中国案に対抗するために提出された不採択動議に対して、中国と同様に植民地統治された経験を有する国が多く、人権委においてその人権状況が非難される国々を擁するアフリカ地域とアジア地域出身の委員国の多くが賛成に回る一方で、对中国案の提出を主導する米国、西欧諸国、そして日本が不採択動議に反対票を投じ、中南米の委員国には棄権を選択する傾向があることがわかる（表4、表5、表6）。

〔表4〕国連人権委における対中国案・不採択動議に対する人権委委員国の投票行動（1990, 92-94）

| 西暦   | 1990     |   | 1992       |        | 1993       |          | 1994     |   |
|------|----------|---|------------|--------|------------|----------|----------|---|
| 総会会期 | 45       |   | 47         |        | 48         |          | 49       |   |
| 委員国数 | 43       |   | 53         |        | 53         |          | 53       |   |
| 票数   | 17-15-11 |   | 27-15-10-1 |        | 22-17-12-2 |          | 20-16-17 |   |
| アフリカ | ボツワナ     | △ | アンゴラ       | ○      | アンゴラ       | ○        | アンゴラ     | ○ |
|      | ガーナ      | ○ | ブルンジ       | ○      | ブルンジ       | ○        | カメルーン    | ○ |
|      | エチオピア    | ○ | ガボン        | △      | ガボン        | ○        | コートジボアール | ○ |
|      | ガンビア     | △ | ガンビア       | ○      | ガンビア       | △        | ガボン      | ○ |
|      | マダガスカル   | ○ | ガーナ        | ○      | ギニアビサウ     | ○        | ギニアビサウ   | × |
|      | モロッコ     | △ | ケニア        | ○      | ケニア        | ○        | ケニア      | ○ |
|      | ナイジェリア   | ○ | レソト        | ○      | レソト        | △        | レソト      | △ |
|      | サントメプリンペ | ○ | リビア        | ○      | リビア        | ○        | リビア      | ○ |
|      | セネガル     | △ | マダガスカル     | ○      | モーリタニア     | ○        | マラウイ     | △ |
|      | ソマリア     | ○ | モーリタニア     | ○      | モーリシャス     | /        | モーリタニア   | ○ |
|      | スワジランド   | × | ナイジェリア     | ○      | ナイジェリア     | ○        | モーリシャス   | △ |
| 計    | 6-1-4    |   | セネガル       | △      | スーダン       | ○        | ナイジェリア   | ○ |
|      |          |   | ソマリア       | ○      | トーゴ        | /        | スーダン     | ○ |
|      |          |   | チュニジア      | ○      | チュニジア      | ○        | トーゴ      | ○ |
|      |          |   | ザンビア       | ○      | ザンビア       | ○        | チュニジア    | △ |
|      |          |   | 計          | 13-0-2 |            | 11-0-2-2 | 10-1-4   |   |
| アジア  | バングラデシュ  | ○ | バングラデシュ    | ○      | バングラデシュ    | ○        | バングラデシュ  | ○ |
|      | 中国       | ○ | 中国         | ○      | 中国         | ○        | 中国       | ○ |
|      | キプロス     | ○ | キプロス       | ○      | キプロス       | ○        | キプロス     | △ |
|      | インド      | ○ | インド        | ○      | インド        | ○        | インド      | ○ |
|      | イラク      | ○ | インドネシア     | ○      | インドネシア     | ○        | インドネシア   | ○ |
|      | 日本       | × | イラン        | ○      | イラン        | ○        | イラン      | ○ |
|      | パキスタン    | ○ | イラク        | ○      | 日本         | ×        | 日本       | × |
|      | フィリピン    | △ | 日本         | ×      | マレーシア      | ○        | マレーシア    | ○ |
|      | スリランカ    | ○ | パキスタン      | ○      | パキスタン      | ○        | パキスタン    | ○ |
| 計    | 7-1-1    |   | フィリピン      | ○      | 韓国         | △        | 韓国       | △ |
|      |          |   | スリランカ      | ○      | スリランカ      | ○        | スリランカ    | ○ |
|      |          |   | シリア        | ○      | シリア        | ○        | シリア      | ○ |
|      |          |   | 計          | 11-1-0 |            | 10-1-1   | 9-1-2    |   |

|             |         |       |          |         |         |       |         |       |
|-------------|---------|-------|----------|---------|---------|-------|---------|-------|
| ラテンアメリカ・カリブ | アルゼンチン  | △     | アルゼンチン   | △       | アルゼンチン  | △     | バルバドス   | △     |
|             | ブラジル    | △     | バルバドス    | /       | バルバドス   | △     | ブラジル    | △     |
|             | コロンビア   | △     | ブラジル     | △       | ブラジル    | △     | チリ      | △     |
|             | キューバ    | ○     | チリ       | ○       | チリ      | △     | コロンビア   | △     |
|             | メキシコ    | △     | コロンビア    | △       | コロンビア   | △     | コスタリカ   | ×     |
|             | パナマ     | ×     | コスタリカ    | ×       | コスタリカ   | ×     | キューバ    | ○     |
|             | ペルー     | △     | キューバ     | ○       | キューバ    | ○     | エクアドル   | △     |
|             | ベネズエラ   | △     | メキシコ     | △       | メキシコ    | △     | メキシコ    | △     |
|             | 計       | 1-1-6 |          | ペルー     | △       | ペルー   | △       | ペルー   |
| 東欧          |         |       |          | ウルグアイ   | △       | ウルグアイ | △       | ウルグアイ |
|             |         |       |          | ベネズエラ   | △       | ベネズエラ | △       | ベネズエラ |
|             |         | 計     |          | 2-1-7-1 |         | 1-1-9 |         | 1-1-9 |
| 西欧・その他      | ブルガリア   | ×     | ブルガリア    | △       | ブルガリア   | ×     | ブルガリア   | ×     |
|             | ハンガリー   | ×     | チェコスロバキア | ×       | チェコ     | ×     | ハンガリー   | ×     |
|             | ウクライナ   | ○     | ハンガリー    | ×       | ポーランド   | ×     | ポーランド   | △     |
|             | ソビエト連邦  | ○     | ロシア      | ×       | ルーマニア   | ×     | ルーマニア   | △     |
|             | ユーゴスラビア | ○     | ユーゴスラビア  | ○       | ロシア     | ×     | ロシア     | ×     |
| 計           | 3-2-0   |       | 1-3-1    |         | 0-5-0   |       | 0-3-2   |       |
|             | ベルギー    | ×     | オーストラリア  | ×       | オーストラリア | ×     | オーストラリア | ×     |
|             | カナダ     | ×     | オーストリア   | ×       | オーストリア  | ×     | オーストリア  | ×     |
|             | フランス    | ×     | カナダ      | ×       | カナダ     | ×     | カナダ     | ×     |
|             | ドイツ連邦   | ×     | フランス     | ×       | フィンランド  | ×     | フィンランド  | ×     |
|             | イタリア    | ×     | ドイツ      | ×       | フランス    | ×     | フランス    | ×     |
|             | ポルトガル   | ×     | イタリア     | ×       | ドイツ     | ×     | ドイツ     | ×     |
|             | スペイン    | ×     | オランダ     | ×       | オランダ    | ×     | イタリア    | ×     |
|             | スウェーデン  | ×     | ポルトガル    | ×       | ポルトガル   | ×     | オランダ    | ×     |
|             | 英國      | ×     | 英國       | ×       | 英國      | ×     | 英國      | ×     |
|             | 米国      | ×     | 米国       | ×       | 米国      | ×     | 米国      | ×     |
| 計           | 0-10-0  |       | 0-10-0   |         | 0-10-0  |       | 0-10-0  |       |

〔表5〕国連人権委における対中国案・不採択動議に対する人権委委員国の投票行動（1995-97, 99）

| 西暦   | 1995     |       | 1996     |          | 1997    |         | 1999    |         |       |
|------|----------|-------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 総会会期 | 50       |       | 51       |          | 52      |         | 54      |         |       |
| 委員国数 | 53       | *对中国案 | 53       |          | 53      |         | 53      |         |       |
| 票数   | 22-22-9  |       | 20-21-12 |          | 27-20-6 |         | 27-17-9 |         |       |
| アフリカ | アルジェリア   | ○     | ×        | アルジェリア   | ○       | アルジェリア  | ○       | ボツワナ    | ○     |
|      | アンゴラ     | ○     | ×        | アンゴラ     | ○       | アンゴラ    | ○       | カーボベルデ  | ○     |
|      | ベナン      | △     | △        | ベナン      | ○       | ベナン     | ○       | コンゴ     | ○     |
|      | カメルーン    | ○     | ×        | カメルーン    | ○       | カーボベルデ  | ○       | コンゴ民主   | ○     |
|      | コートジボアール | ○     | ×        | コートジボアール | ○       | エジプト    | ○       | リベリア    | △     |
|      | エジプト     | ○     | △        | エジプト     | ○       | エチオピア   | ○       | マダガスカル  | ○     |
|      | エチオピア    | ○     | △        | エチオピア    | ○       | ガボン     | ○       | モーリシャス  | △     |
|      | ガボン      | ○     | ×        | ガボン      | ○       | ギニア     | ○       | モロッコ    | ○     |
|      | ギニアビサウ   | ×     | ○        | ギニア      | ○       | マダガスカル  | ○       | モザンビーク  | ○     |
|      | マラウイ     | △     | △        | マダガスカル   | ○       | マリ      | ○       | ルワンダ    | ×     |
|      | モーリタニア   | ○     | ×        | マラウイ     | ×       | モザンビーク  | ○       | ニジェール   | △     |
|      | モーリシャス   | △     | △        | マリ       | ○       | 南アフリカ   | ×       | 南アフリカ   | ×     |
|      | スーダン     | ○     | ×        | モーリタニア   | ○       | ウガンダ    | ○       | セネガル    | △     |
|      | トーゴ      | ○     | ×        | ウガンダ     | ○       | ザイール    | ○       | スーダン    | ○     |
|      | ジンバブエ    | ○     | ×        | ジンバブエ    | ○       | ジンバブエ   | ○       | チュニジア   | △     |
| 計    | 11-1-3   |       | 1-9-5    |          | 14-1-0  |         | 14-1-0  |         | 8-2-5 |
| アジア  | バングラデシュ  | ○     | ×        | バングラデシュ  | ○       | バングラデシュ | ○       | バングラデシュ | ○     |
|      | ブータン     | ○     | ×        | ブータン     | ○       | ブータン    | ○       | ブータン    | ○     |
|      | 中国       | ○     | ×        | 中国       | ○       | 中国      | ○       | 中国      | ○     |
|      | インド      | ○     | ×        | インド      | ○       | インド     | ○       | インド     | ○     |
|      | インドネシア   | ○     | ×        | インドネシア   | ○       | インドネシア  | ○       | インドネシア  | ○     |
|      | 日本       | ×     | ○        | 日本       | ×       | 日本      | ×       | 日本      | ×     |
|      | マレーシア    | ○     | ×        | マレーシア    | ○       | マレーシア   | ○       | ネパール    | ○     |
|      | ネパール     | ○     | ×        | ネパール     | ○       | ネパール    | ○       | パキスタン   | ○     |
|      | パキスタン    | ○     | ×        | パキスタン    | ○       | パキスタン   | ○       | カタール    | ○     |
|      | フィリピン    | ×     | △        | フィリピン    | △       | フィリピン   | △       | フィリピン   | △     |
|      | 韓国       | △     | △        | 韓国       | △       | 韓国      | △       | 韓国      | △     |
|      | スリランカ    | ○     | ×        | スリランカ    | ○       | スリランカ   | ○       | スリランカ   | ○     |
| 計    | 9-2-1    |       | 1-9-2    |          | 9-1-2   |         | 9-1-2   |         | 9-1-2 |

|             |         |   |        |         |        |         |        |         |        |
|-------------|---------|---|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| ラテンアメリカ・カリブ | ブラジル    | △ | △      | ブラジル    | ×      | アルゼンチン  | △      | アルゼンチン  | △      |
|             | チリ      | △ | △      | チリ      | ×      | ブラジル    | △      | チリ      | △      |
|             | コロンビア   | △ | △      | コロンビア   | △      | コロンビア   | ○      | コロンビア   | ○      |
|             | キューバ    | ○ | ×      | キューバ    | ○      | チリ      | ×      | キューバ    | ○      |
|             | ドミニカ共和国 | × | ○      | ドミニカ共和国 | ×      | キューバ    | ○      | エクアドル   | △      |
|             | エクアドル   | × | ○      | エクアドル   | ×      | ドミニカ共和国 | △      | エルサルバドル | ×      |
|             | エルサルバドル | × | ○      | エルサルバドル | ×      | エクアドル   | △      | グアテマラ   | △      |
|             | メキシコ    | △ | △      | メキシコ    | △      | エルサルバドル | ×      | メキシコ    | △      |
|             | ニカラグア   | × | ○      | ニカラグア   | ×      | メキシコ    | △      | ペルー     | ○      |
|             | ペルー     | ○ | ×      | ペルー     | ○      | ニカラグア   | ×      | ウルグアイ   | △      |
|             | ベネズエラ   | △ | △      | ベネズエラ   | △      | ウルグアイ   | △      | ベネズエラ   | ○      |
| 計           | 2-4-5   |   | 4-2-5  |         | 2-6-3  |         | 2-3-6  |         | 4-1-6  |
| 東欧          | ブルガリア   | × | ○      | ベルーン    | ○      | ベルーン    | ○      | チェコ     | ×      |
|             | ハンガリー   | × | ○      | ブルガリア   | ×      | ブルガリア   | ×      | ラトビア    | ×      |
|             | ポーランド   | × | ○      | ハンガリー   | ×      | チェコ     | ×      | ポーランド   | ×      |
|             | ルーマニア   | × | ○      | ウクライナ   | ○      | ウクライナ   | ○      | ルーマニア   | △      |
|             | ロシア     | × | ×      | ロシア     | △      | ロシア     | △      | ロシア     | ○      |
| 計           | 0-5-0   |   | 4-1-0  |         | 2-2-1  |         | 2-2-1  |         | 1-3-1  |
| 西欧・その他      | オーストラリア | × | ○      | オーストラリア | ×      | オーストラリア | ×      | オーストラリア | ×      |
|             | オーストリア  | × | ○      | オーストリア  | ×      | カナダ     | ×      | カナダ     | ×      |
|             | カナダ     | × | ○      | カナダ     | ×      | デンマーク   | ×      | フランス    | ×      |
|             | フィンランド  | × | ○      | デンマーク   | ×      | フランス    | ×      | ドイツ     | ×      |
|             | フランス    | × | ○      | フランス    | ×      | ドイツ     | ×      | アイルランド  | ×      |
|             | ドイツ     | × | ○      | ドイツ     | ×      | アイルランド  | ×      | イタリア    | ×      |
|             | イタリア    | × | ○      | イタリア    | ×      | イタリア    | ×      | ルクセンブルグ | ×      |
|             | オランダ    | × | ○      | オランダ    | ×      | オランダ    | ×      | ノルウェー   | ×      |
|             | 英国      | × | ○      | 英国      | ×      | 英国      | ×      | 英国      | ×      |
|             | 米国      | × | ○      | 米国      | ×      | 米国      | ×      | 米国      | ×      |
| 計           | 0-10-0  |   | 10-0-0 |         | 0-10-0 |         | 0-10-0 |         | 0-10-0 |

〔表6〕国連人権委における対中国案・不採択動議に対する人権委委員国の投票行動（2000-01, 04）

| 西暦   | 2000       |   | 2001       |   | 2004    |   |
|------|------------|---|------------|---|---------|---|
| 総会会期 | 55         |   | 56         |   | 59      |   |
| 委員国数 | 53         |   | 53         |   | 53      |   |
| 票数   | 22-18-12-1 |   | 23-17-12-1 |   | 28-16-9 |   |
| アフリカ | ボツワナ       | ○ | アルジェリア     | ○ | ブルキナファソ | ○ |
|      | ブルンジ       | ○ | ブルンジ       | ○ | コンゴ     | ○ |
|      | コンゴ        | ○ | カメルーン      | ○ | エジプト    | ○ |
|      | マダガスカル     | ○ | コンゴ民主      | ／ | エリトリア   | ○ |
|      | モロッコ       | ○ | ケニア        | ○ | エチオピア   | ○ |
|      | ニジェール      | ○ | リベリア       | ○ | ガボン     | ○ |
|      | ナイジェリア     | ○ | リビア        | ○ | モーリタニア  | ○ |
|      | リベリア       | △ | マダガスカル     | ○ | ナイジェリア  | ○ |
|      | モーリシャス     | △ | モーリシャス     | △ | シエラレオネ  | ○ |
|      | スーダン       | ○ | ニジェール      | ○ | 南アフリカ   | ○ |
|      | スワジランド     | × | ナイジェリア     | ○ | スーダン    | ○ |
|      | ルワンダ       | △ | セネガル       | △ | スワジランド  | ○ |
|      | セネガル       | △ | 南アフリカ      | △ | トーゴ     | ○ |
|      | チュニジア      | △ | スワジランド     | △ | ウガンダ    | △ |
|      | ザンビア       | ○ | ザンビア       | ○ | ジンバブエ   | ○ |
| 計    | 9-1-5      |   | 10-0-4-1   |   | 14-0-1  |   |
| アジア  | バングラデシュ    | ○ | 中国         | ○ | バーレーン   | ○ |
|      | ブータン       | ○ | インド        | ○ | ブータン    | ○ |
|      | 中国         | ○ | インドネシア     | ○ | 中国      | ○ |
|      | インド        | ○ | 日本         | × | インド     | ○ |
|      | インドネシア     | ○ | マレーシア      | ○ | インドネシア  | ○ |
|      | 日本         | × | パキスタン      | ○ | 日本      | × |
|      | ネパール       | ○ | カタール       | ○ | ネパール    | ○ |
|      | パキスタン      | ○ | 韓国         | △ | パキスタン   | ○ |
|      | フィリピン      | △ | サウジアラビア    | ○ | カタール    | ○ |
|      | カタール       | ○ | シリア        | ○ | 韓国      | △ |
|      | 韓国         | △ | タイ         | ○ | サウジアラビア | ○ |
|      | スリランカ      | ○ | ベトナム       | ○ | スリランカ   | ○ |
| 計    | 9-1-2      |   | 10-1-1     |   | 10-1-1  |   |

|             |         |   |        |   |          |   |
|-------------|---------|---|--------|---|----------|---|
| ラテンアメリカ・カリブ | アルゼンチン  | △ | アルゼンチン | △ | アルゼンチン   | △ |
|             | ブラジル    | △ | ブラジル   | △ | ブラジル     | ○ |
|             | チリ      | △ | チリ     | △ | チリ       | △ |
|             | コロンビア   | × | コスタリカ  | × | コスタリカ    | × |
|             | キューバ    | ○ | キューバ   | ○ | キューバ     | ○ |
|             | エクアドル   | △ | エクアドル  | △ | ドミニカ共和国  | △ |
|             | エルサルバドル | × | グアテマラ  | × | グアテマラ    | × |
|             | グアテマラ   | × | メキシコ   | △ | ホンジュラス   | × |
|             | メキシコ    | △ | ペルー    | △ | メキシコ     | △ |
|             | ペルー     | ○ | ウルグアイ  | △ | パラグアイ    | △ |
|             | ベネズエラ   | ○ | ベネズエラ  | ○ | ペルー      | △ |
| 計           | 3-3-5   |   | 2-2-7  |   | 2-3-6    |   |
| 東欧          | チェコ     | × | チェコ    | × | アルメニア    | △ |
|             | ラトビア    | × | ラトビア   | × | クロアチア    | × |
|             | ポーランド   | × | ポーランド  | × | ハンガリー    | × |
|             | ルーマニア   | / | ルーマニア  | × | ウクライナ    | ○ |
|             | ロシア     | ○ | ロシア    | ○ | ロシア      | ○ |
| 計           | 1-3-0-1 |   | 1-4-0  |   | 2002/2/1 |   |
| 西欧・その他      | カナダ     | × | ベルギー   | × | オーストラリア  | × |
|             | フランス    | × | カナダ    | × | オーストリア   | × |
|             | ドイツ     | × | フランス   | × | フランス     | × |
|             | イタリア    | × | ドイツ    | × | ドイツ      | × |
|             | ルクセンブルグ | × | イタリア   | × | アイルランド   | × |
|             | ノルウェー   | × | ノルウェー  | × | イタリア     | × |
|             | ポルトガル   | × | ポルトガル  | × | オランダ     | × |
|             | スペイン    | × | スペイン   | × | スウェーデン   | × |
|             | 英国      | × | 英国     | × | 英国       | × |
|             | 米国      | × | 米国     | × | 米国       | × |
| 計           | 0-10-0  |   | 0-10-0 |   | 0-10-0   |   |

### 3. 中国の人権状況問題に対する台湾支持国の投票行動

米国を中心とする西側先進国は、国連人権委に、中国における人権状況の改善を求める決議案を提出した。そして、これを廃案にすることを目的として不採択動議が出されたが、これに対する賛成率の高いアフリカ地域の委員国の中で明確に反対の姿勢を示す国が多いとは言えなかった。しかし、スワジラントは1990年と2000年、アフリカ地域で唯一の反対票を投じた。また、ギニアビサウは、93年には賛成したもの翌94年から反対に転じ、2000年にも反対の意思表示をした。他にも96年にマラウィが反対している。

ラテンアメリカ・カリブ地域では、パナマ（1990年）、コスタリカ（92、93、94、2001、04年）、ドミニカ共和国（95、96年）、エクアドル（95、96年）、エルサルバドル（95、96、97、99、2000年）、ニカラグア（95、96、97年）、グアテマラ（2000、01、04年）、そしてホンジュラス（2004年）等、反対票を投じた国が比較的多かったといえるだろう。

パナマ、ニカラグア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスはスペインに、スワジラントとマラウィは英国に、ギニアビサウはポルトガルに植民地支配を受けた歴史経験をそれぞれ有する。それではなぜ植民地支配を被った国々が、第三世代の人権重視を主張する中国に不利な投票行動をとるのだろうか。

言うまでもなく上記の委員国は、それぞれの時期に中国ではなく台湾と国交を結んでいる（いた）国々であり、1993年から上程された「中華民国の国連再加盟」に関する議題案の提案国として名を連ねた国々である。

1995年7月、ガンビアは台湾と外交関係を樹立し、中国と断交する。それ以降、ガンビアは人権委委員国に選出されておらず、オブザーバーとしても中国の人権状況に対する発言もおこなっていない。ただし、中国との国交を維持していた92年、パキスタンが提出した不採択動議に賛成票を投じる際、次のような説明をしている。「（中国の人権状況非難）決議案について、ガンビア代表は慎重に考慮する。チベット人の状況とチベットと中華人民共和国との特殊な関係についての適切な根拠を、我々は入手してい

ない」<sup>24</sup>。

一貫して台湾との外交関係を維持してきた马拉ウイは1996年、不採択動議に反対票を投じる際に、中国の人権問題についての発言をおこなう<sup>25</sup>。ただし、不採択動議に反対する旨は述べたものの、その理由を明確に説明することはなかった。

人権委委員国を経験した台湾支持国の中で、最も積極的に発言したのはエルサルバドルで、1996年、97年、99年の3回にわたって投票理由の説明をおこなっている<sup>26</sup>。ただし、马拉ウイと同様、動議に反対する旨を述べるのみで、中国の人権状況について自らの見解を示したわけではなかった。

1996年の马拉ウイ、96年、97年と99年のエルサルバドルの他に、台湾支持国が对中国案に対する不採択動議に対する投票理由や、中国の人権状況に対する見解を表明した例は存在しない。そして、人権委において台湾との外交関係をうかがわせるような発言もおこなってはいない。

对中国案に対して、先進国寄りともいえる投票行動をとることの多い台湾支持国であるが、その姿勢は欧米諸国と比較すると、きわめて消極的なもので、決議案の提案国に名を連ねることもない。よって、同列にして論じることは適当ではないだろう。台湾との外交関係があるため、「取りあえず」中国の提出する動議に対して反対はしてみるもの、それが自らの人権理念にしたがっての行動であるとは言い難いのではないだろうか。

1993年のギニアビサウ、2001年のリベリア、04年のブルキナファソは、それぞれの時期に台湾と外交関係を結んでいたものの、不採択動議に対して賛成票を投じている。それではこれらの国々は、台湾との外交関係という政治的要素からではなく、自らの人権理念にしたがって投票をおこなったといえるだろうか。

ギニアビサウは、1993年には動議に対して反対するものの、94年と95年

<sup>24</sup> E/CN.4/1992/SR.54/Add.1, Para.30.

<sup>25</sup> E/CN.4/1996/SR.59, Para.42.

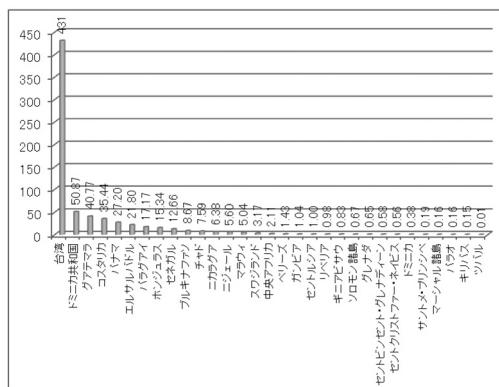
<sup>26</sup> E/CN.4/1996/SR.59, para.50. E/CN.4/1997/SR.65, para.69. E/CN.4/1999/SR.51, para.25.

は連続して賛成票を投じている。態度変更についての説明はおこなわれてはいない。ギニアビサウに関しては、93年は途上国の大勢に従い、94年と95年は台湾との関係を考慮した可能性も考えられる。リベリアとブルキナファソについては、共に人権委で積極的に振舞う国とはいえず、不採択動議に対する賛成票は、自らの理念にしたがうという能動的姿勢からの投票行動というよりは、台湾との関係「すら」忘却してしまい、途上国の大勢にしたがった結果である可能性も否定はできない。

人権委は、国際的な人権の保護および課題解決を目的とする委員会である。しかし、人権委における台湾支持国の姿勢は、人権委本来の目的よりも台湾との外交関係を優先しているように映る。このことから、台湾支持国の姿勢を批判することもできるだろう。

しかし同時に、台湾支持国が、中国や台湾に比べて政治的にも経済的にも「小国」であることにも留意すべきであろう。台湾支持国の中でもGDPが最大のドミニカ共和国であっても、そのGDPは台湾の8分の1以下にすぎない（グラフ）。アフリカ、中米、カリブ海、そして太平洋地域における中台双方による「援助外交」が注目されているが、経済基盤が弱小で

〔グラフ〕 台湾と台湾支持国のGDP（為替レート。10億米ドル、2010年）



(アメリカ中央情報局 (Central Intelligence Agency)、2010年)

※ナウザはデータが発表されていないため、不記載

ある台湾支持国は、「援助」の効果が高い国々であるということもできるのである。

国連総会第2758号決議は、中国を「全中国を代表する主権国家」とし、中国自身は、台湾が実効支配する地域を「中華人民共和国の領土」であると主張している。そして、台湾問題を内政問題とみなしているが、中台間の問題は、国連という第2次大戦後の国際社会で最も普遍性の高い国際機構において、中華民国の国連再加盟という形で国際問題化した。台湾支持国の「理念の無さ」は、中台問題が国際化される過程で生み出されたものであるともいえるのである。

## 小結.

2008年5月20日、中華民国第12代総統に馬英九が就任した。そして、総統府は、李登輝政権の外交政策を否定的に総括する文章を発表した。中央政府の総予算に占める外交部予算が、「1993年には総予算の1.11%であったのが、2008年には1.82%」に増加したものの、国交国数の減少、国交のない「大国」との関係の悪化等、「台湾の外交活動の参加は困難になる一方」とし、李登輝が開始させた国連再加盟運動についても、「国際社会は台湾を国際活動に参加させるべき」としながらも、「過去10数年間、毎年われわれは国連のドアを叩いてきたが、毎年すべて失敗した」との評価を下した<sup>27</sup>。

そして、「主権問題との関係」が大きくなない世界保健機関（WHO）や世界貿易機関（WTO）との関係構築については評価しつつも、「两岸双方が相手の国交国との間で悪性競争を繰り広げないこと」、「資源を浪費して対岸の国交国を奪おうとしないこと」を重視し、国際社会での中国との平

<sup>27</sup> 総統府、「馬英九総統『活路外交』の理念と戦略」2008年8月4日。台北駐日経済文化代表処HPに日本語の文章が掲載されている。（2011年11月1日確認）

[http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=65360&ctNode=3591&mp=202&xq\\_xCat=diplomacy&nowPage=8&pageSize=15](http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=65360&ctNode=3591&mp=202&xq_xCat=diplomacy&nowPage=8&pageSize=15)

和共存を目指す「活路外交」を打ち出すことになる<sup>28</sup>。そして2009年度、10年度の総会には、台湾の国連再加盟決議案は上程されなかった。

總統府が評価したように、1993年度から2008年度まで16回提案されてきた決議案は、議題の採択をおこなう国連総会総務委員会の段階ですべてが廃案となった。現在の国連スキームの中では、従来採ってきた台湾の国連再加盟のための方式で国連再加盟が実現する公算は極めて低い。国連への新規加盟は、憲章第4条2項に定められているように「安全保障理事会の勧告」を必要とする。よって、台湾の新規加盟国として国連参加は、たとえ国連加盟国の多くが台湾の国連参加に賛成したとしても、中国による拒否権行使が確実であるため可能性はない。そこで、中国議席問題に一応の決着を与えた総会第2758号決議を見直すための総会決議を採択する方法も考えることができるが、総務委員会で否決され続けてきた経緯を考慮すると、さらにその先の総会段階で「出席し且つ投票する構成国の三分の二の多数」（国連憲章第18条2項）を必要とする条件をクリアする可能性は、非常に低いといわざるを得ない。さらに、近年の中国の経済発展に伴う国際的地位の高まりを考慮するならば、馬英九はきわめて現実的な路線に転換したといえるだろう。

それでは、中華民国の国連再加盟運動は、台湾独立への志向が強かつた李登輝政権時代の「徒花」で、失敗の評価を下されるべきものなのだろうか。

1949年10月の建国以降の約20年間にわたって、大陸を実効支配していた中国は、国連という戦後の国際社会を代表する発言の場から疎外されてきた。それが解消されたのは、1971年10月の総会第2758号決議によって中国代表権問題が一応の「決着」をみせたからであるが、中国と入れ替わる形で台湾が国際社会から疎外されることになった。馬英九が活路外交路線を打ち出したことで中華民国の国連再加盟問題は沈静化しているが、台湾が中華人民共和国の領土の一部であるとしても、台湾島と周辺の島嶼群を実効統治する政府が存在し、その地域に暮らす2320万人<sup>29</sup>の人々が国際社会

<sup>28</sup> <sup>27</sup>に同じ。

<sup>29</sup> 2011年の推計値。

から疎外されている状況は根本的な解決をみせていない。このことが今後の中台関係と中国外交にどのような影響を及ぼすのか、そして、馬英九政権が国連再加盟運動を取り下げたことによる台湾支持国との関係が今後どのように推移していくのか、これらの国々は中国がその一員と強調してきた途上国でもあるのだが、注目していく必要があるだろう。

#### 4. 国連における中国の立ち位置と冷戦終結後の中国外交

先述のように自らを途上国の一員と規定する発言を繰り返してきた中国であるが、1971年の国連参加以降の冷戦期に、国連で目立った活動はしてきたとはいえないかった<sup>30</sup>。しかし、冷戦終結後、二つの問題に対する中国の対応に注目が集まることになる。一つが、中国の人権状況に関する問題であり、もう一つは、国際的核軍縮運動に対する対応である。

1990年から92年にかけて、ソ連、英国、米国の核兵器国3カ国が相次いで爆発を伴う核実験を終結させた。NPTが定めた核兵器国の中で、中国とフランスが核爆発実験を継続することになり、従来は相対的に目立たなかった両国の核政策が国際的に注目されることになる（年表）。中国は、1993年と94年には単独で核爆発実験をおこない、95年と96年にも核爆発実験を継続した中仏に対しては、国際的非難が集まることになった。この時、先進国のみならず、自らをその一員とする他の途上国から中国に対する批判が投げかけられた<sup>31</sup>。しかし、これらに対する中国の対応はきわめて消極的なものであり、自らの核兵器保有を他の途上国に対して正当化するためのロジックを持ち合わせていなかったことが明らかになったといわざる

<sup>30</sup> 河辺一郎「一九七〇年代の国連における中国の行動について」（愛知大学現代中国学会編『中国21』、創刊号、1997年8月）

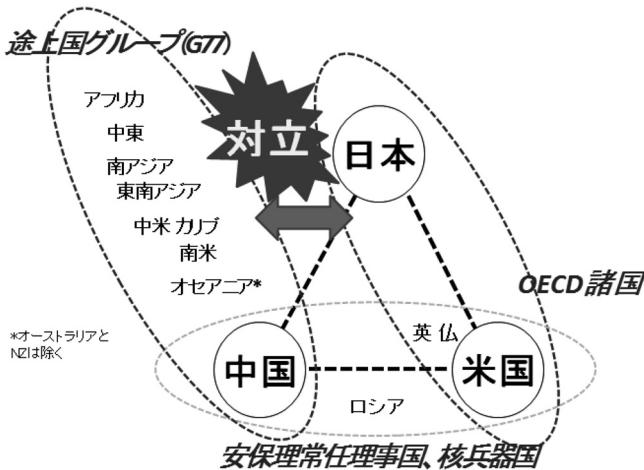
<sup>31</sup> 以下、1993年の国連総会第一委員会での発言。「近日、中国が地下核実験を実施したことを遺憾に思う」（モンゴル、21日）、「CTBTの前進は1995年のNPT再検討会議の成功という目標に好影響を与えるだろう。このような文脈においてエジプトは中国による10月はじめの核爆発実験の実施を遺憾に思う」（エジプト、22日）、「米国、フランス、ロシアが核実験を再開しなかつたこと、そしてジュネーヴ軍縮会議がCTBT交渉の開始を決定したことを歓迎する。しかし中国が核実験凍結を破棄する決定を下したのは残念なことである。中国の実験はCTBTの基盤となる決定のために継続されてきた努力を深刻に損なっている」（モルディブ、22日）。

を得ないのである<sup>32</sup>。

中国は、一人当たりGDPに代表される途上国としての側面と、安保理常任理事国とNPT体制下の核兵器国であることに象徴される政治大国としての側面を有している。さらに、近年の経済発展にともなって世界第2位のGDPを誇る経済大国としての側面も併せ持つことになった。

冷戦終結後の国連人権委に代表される国際的人権論議においては、先進国が途上国の人権状況を批判し、途上国がそれに抵抗するという性格が顕著となっている。このような状況においては、中国は、他の途上国と「途上国性」を前面に押し出して連携することができ、一方で、他の途上国から「大国性」が問題視されることはほとんどない。よって、中国の有する途上国性と大国性の間に矛盾が生じることは少ないということができる（図1）。

〔図1〕国際的人権問題のモデル

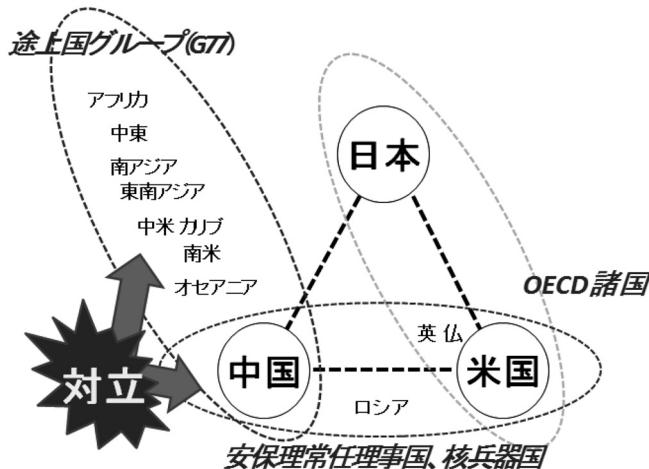


<sup>32</sup> 山岸、「冷戦終結期における中国の国連核軍縮論議に対する姿勢」、（中国研究所『中国研究月報』第702号、2006年8月）

しかし、国際的核軍縮問題に関しては、多くの途上国が、NPT体制の差別性に批判的な立場を探る。つまり、非核兵器国の条約締結国には核保有が禁じられる一方で、米国、ロシア、英国、フランス、そして中国の5核兵器国には事実上の核兵器保有という特権が認められるという点に対する批判が根強く存在する。核軍縮がテーマとなり、中国が「誠実に核軍縮交渉を行う義務<sup>33</sup>」を果たしているかどうかが問われる場合には、中国と他の途上国の立場の違いが鮮明になり、途上国の中で唯一の核兵器国である中国の姿勢が他の途上国によって厳しく問われる状況が出現し得る（図2）。

国連人権委は、2006年6月に常設の国連人権理事会に継承された。米国を中心とした西側先進国が主導した、特定国の人権状況の改善を求める総会決議の採択を目指すという方式は採られなくなった。冷戦終結後の1990年から2005年の期間に、人権委において対中国案の採択阻止のために注力

〔図2〕核軍縮問題のモデル



<sup>33</sup> 「核兵器の不拡散に関する条約 (NPT)」第6条。

した中国であるが、人権理事会の設立から2011年までの間、そのような状況は生じていない。また、1996年9月にCTBT（包括的核実験禁止条約）が国連総会で採択されて以降、中国（とフランス）は爆発を伴う核実験をおこなっていない。93年から96年にかけて、その核実験が批判された中国であるが、国際的核軍縮運動の関心の対象はCTBTの採択以降、圧倒的な核戦力を保有する米国とロシアに回帰しており、中国への関心は相対的に低いものとなっている。

中国の途上国性が浮き彫りになる人権問題（1990～2005）、大国性がクローズアップされる核軍縮問題（1993～1996）、そして台湾の国連再加盟問題（1993～2008）のすべてが2011年現在は沈静化している。しかし、中国のもつ二面性（途上国と大国）と台湾問題は根本的な解決をみているわけではない。国際的な影響力を増しつつある中で「責任国家」としての議論が活発になされている中国であるが、国際社会に対してどのように「責任<sup>34</sup>」を果たしていくのか、今後も注視する必要があるだろう。

---

<sup>34</sup> A/65/PV.11. 2010年9月23日、国連総会における温家宝首相の一般演説。

〔年表〕国際的核軍縮と核実験の状況（1990-98）

|       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 1990年 | 5月26日  | 中国、新疆ウイグル自治区・ロブノールで地下核実験              |
|       | 8月16日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 10月24日 | ソ連、最後の核爆発実験を実施（通算715回）                |
| 1991年 | 11月26日 | 英国、最後の核爆発実験を実施（通算45回）                 |
| 1992年 | 5月21日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 9月23日  | 米国、最後の核爆発実験を実施（通算1051回）               |
|       | 9月25日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 10月12日 | 総会第1委員会、一般演説を開始                       |
| 1993年 | 10月5日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 10月18日 | 総会第1委員会、一般演説を開始                       |
|       | 12月16日 | 国連総会、決議A/RES/48/70を採択。CTBT交渉の開始が決定    |
| 1994年 | 6月10日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 10月7日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 10月17日 | 総会第1委員会、一般演説を開始                       |
|       | 12月15日 | 総会、決議A/RES/49/75Kを採択。国際司法裁判所に勧告的意見を要請 |
| 1995年 | 5月11日  | NPT再検討・延長会議、NPTの無期限延長を決定              |
|       | 5月15日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 8月17日  | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 9月5日   | フランス、マルロア環礁で地下核実験を実施                  |
|       | 10月1日  | フランス、ファンガタウファ環礁で地下核実験                 |
|       | 10月16日 | 総会第1委員会、一般演説を開始                       |
|       | 10月27日 | フランス、マルロアで地下核実験                       |
|       | 11月21日 | フランス、マルロアで地下核実験                       |
|       | 11月27日 | フランス、マルロアで地下核実験                       |
| 1996年 | 1月27日  | フランス、ファンガタウファで最後の地下核実験（通算210回）        |
|       | 1月29日  | フランス、核実験凍結を宣言                         |
|       | 6月8日   | 中国、ロブノールで地下核実験                        |
|       | 7月6日   | 国際司法裁判所、勧告的意見を発表                      |
|       | 7月29日  | 中国、ロブノールで最後の地下核実験（通算45回）              |
|       | 7月30日  | 中国、核実験凍結を宣言                           |
|       | 9月10日  | 総会、CTBTを採択（A/RES/50/245）              |